

第8章 介護サービスの基盤整備

- 第1節 居宅サービス利用者数の推計
- 第2節 地域密着型介護サービス利用者数の推計
- 第3節 施設サービス利用者数の推計
- 第4節 標準給付費の推計
- 第5節 地域支援事業費の推計
- 第6節 保険料の算定と基本的な考え方

第 8 章 介護サービスの基盤整備

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を送るためには、高齢者のニーズに応じたサービスが適切に提供される必要があります。また、高齢化が進行する中において、介護保険制度が持続可能なものであるためには、サービスが適切に提供され、可能な限り自立に向けたものである必要があります。

第 5 期計画における基盤整備では、第 4 期計画期間中のサービス利用者、給付費の伸びを勘案するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けたサービス提供体制の構築を進めていきます。

第 1 節 居宅サービス利用者数の推計

(1) 訪問介護／介護予防訪問介護

訪問介護は、介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行います。平成 26 年度には介護給付で 1,870 人（平成 23 年度の約 1.19 倍）、予防給付で 1,663 人（約 1.15 倍）の利用を見込んでいます。多数の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数（回／年）	26,832	27,738	30,372	31,922	33,844	35,766
人数（人／年）	1,425	1,418	1,572	1,671	1,770	1,870

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（人／年）	1,250	1,358	1,452	1,522	1,592	1,663

※平成 21 年度、平成 22 年度は 4 月～3 月の実績値、平成 23 年度は 8 月実績×12、平成 24 年度以降は推計値です。以下同様。

(2) 訪問入浴介護／介護予防入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。平成 26 年度には介護給付で 77 人（平成 23 年度の約 1.07 倍）、予防給付で 14 人（約 1.17 倍）の利用を見込んでいます。町外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数（回／年）	224	232	264	270	276	282
人数（人／年）	58	65	72	74	75	77

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数 (回/年)	0	0	24	25	26	28
人数 (人/年)	0	0	12	13	13	14

(3) 訪問看護/介護予防訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

平成 26 年度には介護給付で 831 人（平成 23 年度の約 1.19 倍）、予防給付で 207 人（約 1.15 倍）の利用を見込んでいます。

町内外の医療機関等により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数 (回/年)	4,036	4,696	5,568	6,064	6,464	6,865
人数 (人/年)	583	602	696	741	786	831

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数 (回/年)	690	395	840	881	923	964
人数 (人/年)	157	114	180	189	198	207

(4) 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。

平成 26 年度には介護給付で 320 人（平成 23 年度の約 1.16 倍）、予防給付で 124 人（約 1.15 倍）の利用を見込んでいます。

町外の医療機関等により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数 (回/年)	2,900	3,051	3,216	3,384	3,551	3,719
人数 (人/年)	244	266	276	291	305	320

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数 (回/年)	486	848	1,068	1,121	1,174	1,227
人数 (人/年)	53	78	108	113	119	124

(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所等の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

平成 26 年度には介護給付で 557 人（平成 23 年度の約 0.88 倍）、予防給付で 82 人（約 1.71 倍）の利用を見込んでいます。

町内外の医療機関等により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（人／年）	318	360	636	458	519	557

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（人／年）	75	42	48	51	67	82

(6) 通所介護／介護予防通所介護

デイサービスセンター等に通り、施設において、入浴、食事の提供など日常生活での支援や機能訓練を行います。

平成 26 年度には介護給付で 3,349 人（平成 23 年度の約 1.20 倍）、予防給付で 1,127 人（約 1.15 倍）の利用を見込んでいます。

町内外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数（回／年）	22,939	24,397	28,200	30,089	31,978	33,867
人数（人／年）	2,296	2,400	2,796	2,980	3,165	3,349

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（人／年）	1,096	1,041	984	1,032	1,079	1,127

(7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所に通り、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

平成 26 年度には介護給付で 1,101 人（平成 23 年度の約 1.19 倍）、予防給付で 509 人（約 1.15 倍）の利用を見込んでいます。

町外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数 (回/年)	8,343	8,772	8,136	8,807	9,322	9,836
人数 (人/年)	919	1,002	924	991	1,046	1,101

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数 (人/年)	408	441	444	466	487	509

(8) 短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活での支援や機能訓練を行います。

平成 26 年度には介護給付で 1,095 人（平成 23 年度の約 1.23 倍）、予防給付で 55 人（約 1.14 倍）の利用を見込んでいます。

町内外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日数 (日/年)	10,079	9,631	11,616	12,542	13,432	14,323
人数 (人/年)	730	783	888	965	1,030	1,095

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日数 (日/年)	296	183	252	264	276	288
人数 (人/年)	45	39	48	50	53	55

(9) 短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

平成 26 年度には介護給付で 186 人（平成 23 年度の約 1.29 倍）、予防給付では過去の実績等を勘案し、利用を見込んでいません。

町外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日数 (日/年)	892	1,065	1,296	1,395	1,495	1,594
人数 (人/年)	110	126	144	158	172	186

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日数 (日/年)	15	0	0	0	0	0
人数 (人/年)	4	0	0	0	0	0

(10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

平成 26 年度には介護給付で 156 人（平成 23 年度の約 1.18 倍）、予防給付で 60 人（約 1.67 倍）の利用を見込んでいます。

町外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（人／年）	115	113	132	141	149	156

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（人／年）	42	25	36	36	48	60

(11) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを貸与します。

平成 26 年度には介護給付で 2,990 人（平成 23 年度の約 1.20 倍）、予防給付で 908 人（約 1.15 倍）の利用を見込んでいます。

町外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（人／年）	2,176	2,262	2,484	2,661	2,825	2,990

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（人／年）	533	757	792	831	869	908

(12) 特定福祉用具販売／介護予防特定福祉用具販売

福祉用具のうち、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を給付します。

平成 26 年度には介護給付で 132 人（平成 23 年度の約 1.5 倍）、予防給付で 48 人（約 1.3 倍）の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数 (人/年)	70	68	88	108	120	132

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数 (人/年)	36	30	36	40	44	48

(13) 住宅改修/介護予防住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を給付します。

平成 26 年度には介護給付で 96 人（平成 23 年度の約 1.5 倍）、予防給付で 72 人（約 1.8 倍）の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数 (人/年)	63	55	65	72	84	96

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数 (人/年)	38	44	40	48	60	72

(14) 居宅介護支援/介護予防支援

介護サービス等の適切な利用ができるよう、ケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整などを行います。

平成 26 年度には介護給付で 5,392 人（平成 23 年度の約 1.10 倍）、予防給付で 3,092 人（約 1.15 倍）の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数 (人/年)	4,322	4,521	4,884	5,069	5,230	5,392

<予防給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数 (人/年)	2,543	2,659	2,700	2,831	2,961	3,092

第2節 地域密着型介護サービス利用者数の推計

(1) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、緊急時に通報により、24時間、訪問介護が受けられるサービスで、主に要介護3以上の要介護者が対象となります。居宅の要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その方の居宅において、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活での支援を行うサービスです。

第5期計画期間における整備計画はありません。

(2) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者の通所介護で、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等に通い、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行います。

第5期計画期間における整備計画はありません。

(3) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、平成18年度から新設された地域密着型サービスで、認知症高齢者を主な対象とし、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせ、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

現在本町には1施設（定員25名）ありますが、利用者はほぼ定員に達していません。

平成26年度には介護給付で276人、予防給付で24人の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（人／年）	191	213	252	260	268	276

<予防給付>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（人／年）	34	35	24	24	24	24

(4) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、グループホームで認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設で、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

現在本町には1施設(2ユニット)が運営されています。平成26年度には介護給付で327人(平成23年度の約1.18倍)、予防給付では過去の実績等を勘案し、利用を見込んでいません。

現在、待機者が増加しつつあるため、平成26年度に2ユニット整備する予定です。

<介護給付>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数(人/年)	246	272	276	294	312	327

<予防給付>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数(人/年)	0	0	0	0	0	0

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の特定施設に入所している要介護者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

第5期計画期間における整備計画はありません。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

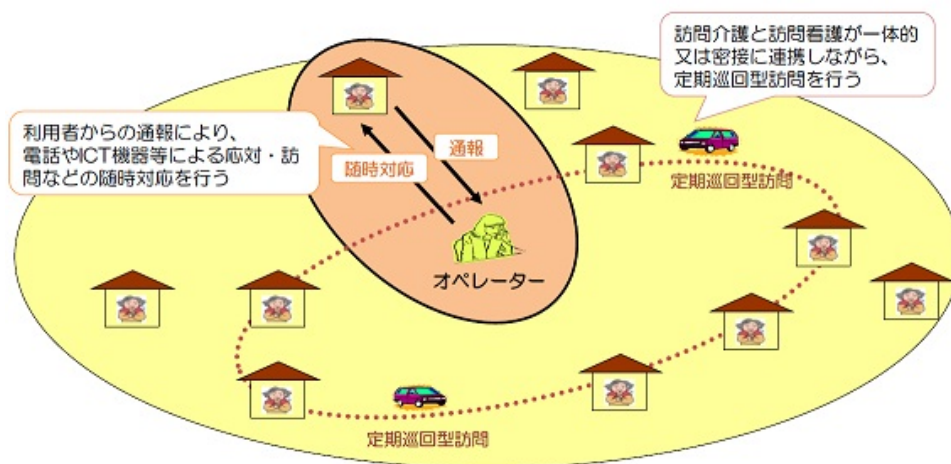
第5期計画期間における整備計画はありません。

(7) 新たな地域密着型サービスの創設

平成 24 年 4 月より新たに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス」が創設されます。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

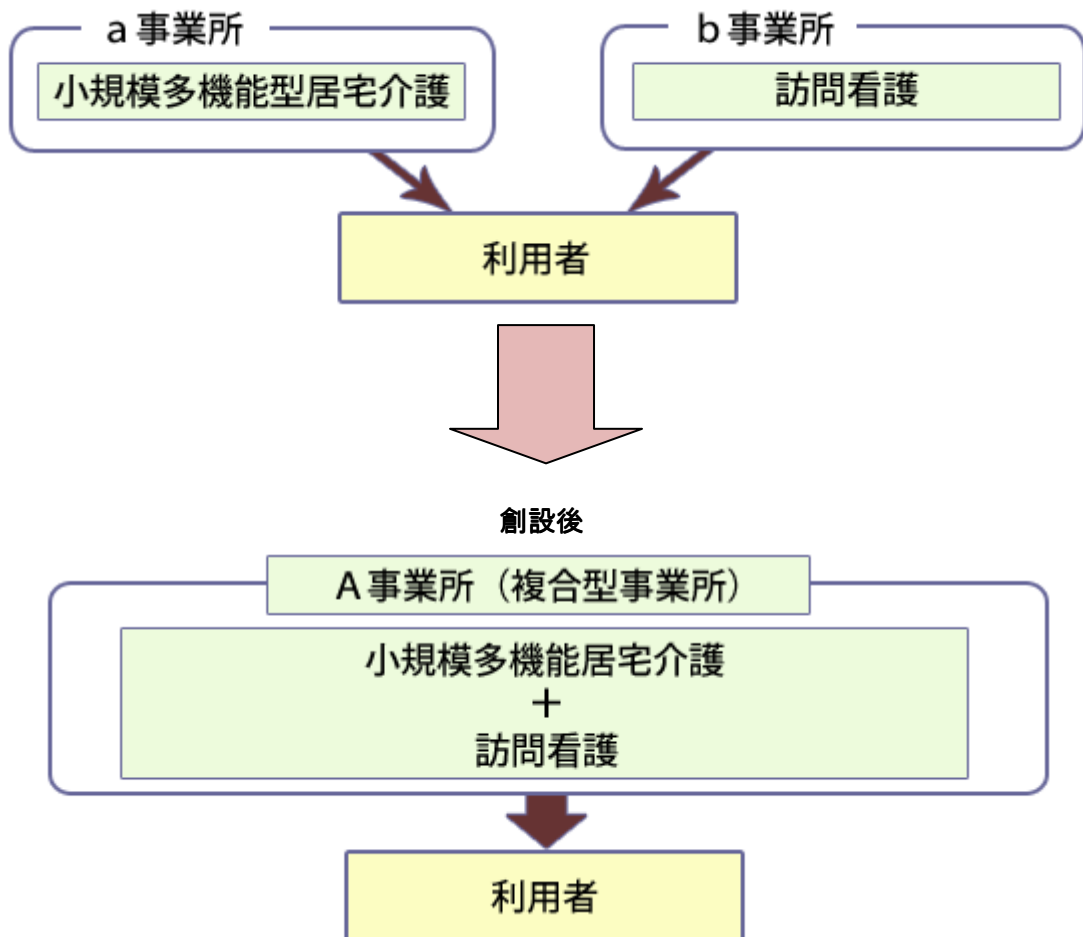
【定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ】



※第5期介護保険事業（支援）計画の策定に係る全国会議資料より

また、「複合型サービス」とは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わせられ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

【複合型サービスのイメージ】



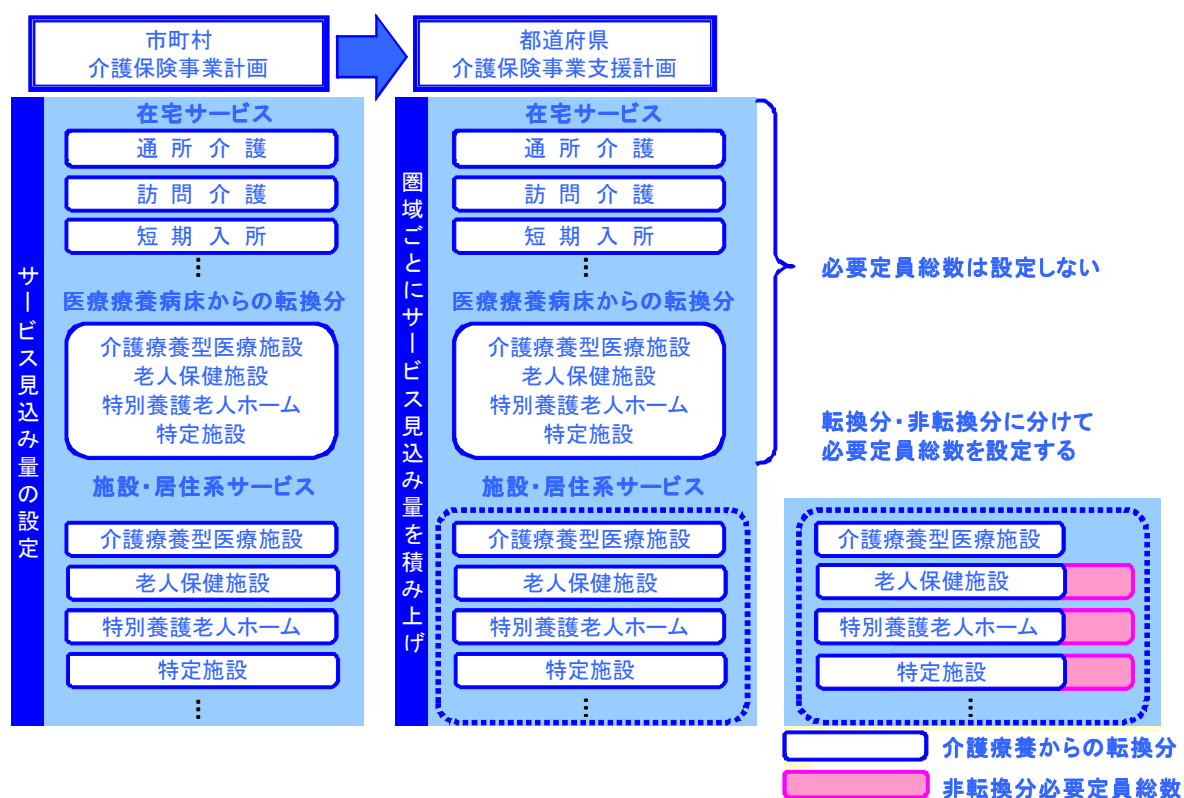
この新たに創設される「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス」について本計画期間中の設置は見込んでおりませんが、事業所をはじめ医療機関、近隣市町村との連携を密にし、サービスの必要性等について検討していきます。

第3節 施設サービス利用者数の推計

第5期計画期間中の施設・居住系サービス量を見込むにあたり、国が示した目標値(参酌標準)は平成26年度における、介護保険3施設等の入所者に対する要介護4・要介護5のかたの割合を70%とすること、また、同年の介護保険施設の個室・ユニット型の割合を50%以上に高めること。とりわけ、特別養護老人ホームは70%以上をめざすこととされています。

また、介護療養病床の廃止が平成29年度末まで延長されることから、医療または、介護老人保健施設等の他施設への転換、再編を考慮した推計を行い、施設、居住系サービス量を見込んでいます。

【介護療養病床転換の取扱いのイメージ】



(1) 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所できる施設で、食事・入浴・排泄など日常生活介護や療養上の支援が受けられます。

年々利用者が増加していることや近隣市町での整備を考慮し、平成 26 年度には 1,224 人（平成 23 年度の約 1.09 倍）の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（人／年）	873	1,011	1,128	1,176	1,200	1,224

(2) 介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリを行う施設で、医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、家庭復帰への支援が受けられます。

現在、本町では当施設はありませんが、施設入所希望者やケアマネジャーなどからも要望が多いことから、第 5 期計画期間中に 1 施設（80 床）整備することを予定しています。平成 26 年度には 888 人（平成 23 年度の約 1.21 倍）の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（人／年）	756	728	732	732	852	888

(3) 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリなどが受けられます。

平成 23 年度実績に基づいて、平成 26 年度まで横ばいで推移するものと想定しています。介護療養病床の廃止については、平成 29 年度末まで延長することになりました。

<介護給付>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数（人／年）	260	225	216	216	216	216

【施設・居住系サービスの見込み量（総括表）】

単位：（人/月）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設利用者（療養病床から転換分を含む） a		177	189	194
	うち要介護 4、5 b	120	132	137
	要介護 4、5 の割合 b/a	67.8%	69.8%	70.6%

介護療養型 医療施設	[合計]	18	18	18
	[非転換分]	18	18	18
	[他施設、医療療養への転換分]	0	0	0
介護老人 福祉施設	[合計]	98	100	102
	[非転換分]（計画分）	98	100	102
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
介護老人 保健施設	[合計]	61	71	74
	[非転換分]（計画分）	61	71	74
	[介護療養からの転換分]	0	0	0

※第 5 期計画期間中の医療養病床からの転換分（新たな増加）は見込んでいません。

単位：（人/月）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護専用居住系サービス利用者数 （療養病床の転換分を含む）		39	41	46
認知症対応型 共同生活介護	[合計]	25	25	28
	[非転換分]	25	25	28
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
特定施設入居 者生活介護	[合計]	11	12	13
	[非転換分]（計画分）	11	12	13
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
介護予防特定 施設入居者生 活介護	[合計]	3	4	5
	[非転換分]（計画分）	3	4	5
	[介護療養からの転換分]	0	0	0

※第 5 期計画期間中の介護予防認知症対応型共同生活介護の整備は見込んでいません。

※第 5 期計画期間中の医療養病床からの転換分（新たな増加）は見込んでいません。

第4節 標準給付費の推計

(1) 介護サービスの給付費の推計

介護サービスの給付費の推計結果は以下の通りです。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス	662,760 千円	705,407 千円	747,537 千円
訪問介護	87,438 千円	92,778 千円	98,118 千円
訪問入浴介護	3,124 千円	3,195 千円	3,266 千円
訪問看護	44,627 千円	47,550 千円	50,472 千円
訪問リハビリテーション	9,700 千円	10,181 千円	10,662 千円
居宅療養管理指導	5,048 千円	5,722 千円	6,201 千円
通所介護	247,371 千円	263,240 千円	279,108 千円
通所リハビリテーション	80,283 千円	84,994 千円	89,706 千円
短期入所生活介護	107,064 千円	114,517 千円	121,970 千円
短期入所療養介護	14,497 千円	15,564 千円	16,632 千円
特定施設入居者生活介護	26,937 千円	28,606 千円	29,952 千円
福祉用具貸与	33,556 千円	35,505 千円	37,454 千円
特定福祉用具販売	3,113 千円	3,556 千円	3,998 千円
(2) 地域密着型サービス	120,184 千円	126,170 千円	131,321 千円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 千円	0 千円	0 千円
夜間対応型訪問介護	0 千円	0 千円	0 千円
認知症対応型通所介護	0 千円	0 千円	0 千円
小規模多機能型居宅介護	50,975 千円	52,655 千円	54,334 千円
認知症対応型共同生活介護	69,209 千円	73,515 千円	76,987 千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
複合型サービス	0 千円	0 千円	0 千円
(3) 住宅改修	7,830 千円	9,190 千円	10,549 千円
(4) 居宅介護支援	69,158 千円	71,506 千円	73,854 千円
(5) 介護保険施設サービス	581,601 千円	621,341 千円	637,715 千円
介護老人福祉施設	302,965 千円	309,428 千円	315,891 千円
介護老人保健施設	205,334 千円	238,611 千円	248,522 千円
介護療養型医療施設	73,302 千円	73,302 千円	73,302 千円
療養病床からの転換分	0 千円	0 千円	0 千円
介護サービスの給付費 (小計)	1,441,533 千円	1,533,614 千円	1,600,976 千円

※端数処理のため、合計が合わない場合があります。

(2) 介護予防サービスの給付費の推計

介護予防サービスの給付費の推計結果は以下の通りです。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス	100,857 千円	107,181 千円	112,651 千円
介護予防訪問介護	28,960 千円	30,300 千円	31,640 千円
介護予防訪問入浴介護	199 千円	209 千円	218 千円
介護予防訪問看護	6,100 千円	6,387 千円	6,674 千円
介護予防訪問リハビリテーション	3,213 千円	3,364 千円	3,516 千円
介護予防居宅療養管理指導	650 千円	845 千円	1,041 千円
介護予防通所介護	33,856 千円	35,430 千円	37,004 千円
介護予防通所リハビリテーション	17,301 千円	18,108 千円	18,914 千円
介護予防短期入所生活介護	1,617 千円	1,691 千円	1,766 千円
介護予防短期入所療養介護	0 千円	0 千円	0 千円
介護予防特定施設入居者生活介護	2,953 千円	4,505 千円	5,205 千円
介護予防福祉用具貸与	4,891 千円	5,118 千円	5,346 千円
特定介護予防福祉用具販売	1,119 千円	1,224 千円	1,328 千円
(2) 地域密着型介護予防サービス	1,846 千円	1,846 千円	1,846 千円
介護予防認知症対応型通所介護	0 千円	0 千円	0 千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,846 千円	1,846 千円	1,846 千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
(3) 住宅改修	5,590 千円	6,986 千円	8,381 千円
(4) 介護予防支援	12,262 千円	12,828 千円	13,393 千円
介護予防サービスの給付費 (小計)	120,556 千円	128,840 千円	136,271 千円

※端数処理のため合計が合わない場合があります。

(3) 標準給付費の推計

総給付費とその他の給付費、審査支払手数料を合計した標準給付費の推計結果は以下の通りです。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総給付費	1,562,089 千円	1,662,454 千円	1,737,247 千円
介護サービスの給付費	1,441,533 千円	1,533,614 千円	1,600,976 千円
介護予防サービスの給付費	120,556 千円	128,840 千円	136,271 千円
その他の給付費	82,346 千円	87,256 千円	92,089 千円
特定入所者介護サービス費給付額	53,925 千円	57,311 千円	60,901 千円
高額介護サービス費給付額	25,556 千円	26,976 千円	28,135 千円
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,865 千円	2,969 千円	3,053 千円
算定対象審査支払手数料	1,469 千円	1,551 千円	1,617 千円
標準給付費	1,645,903 千円	1,751,261 千円	1,830,953 千円
		5,228,117 千円	

※端数処理のため合計が合わない場合があります。

第5節 地域支援事業費の推計

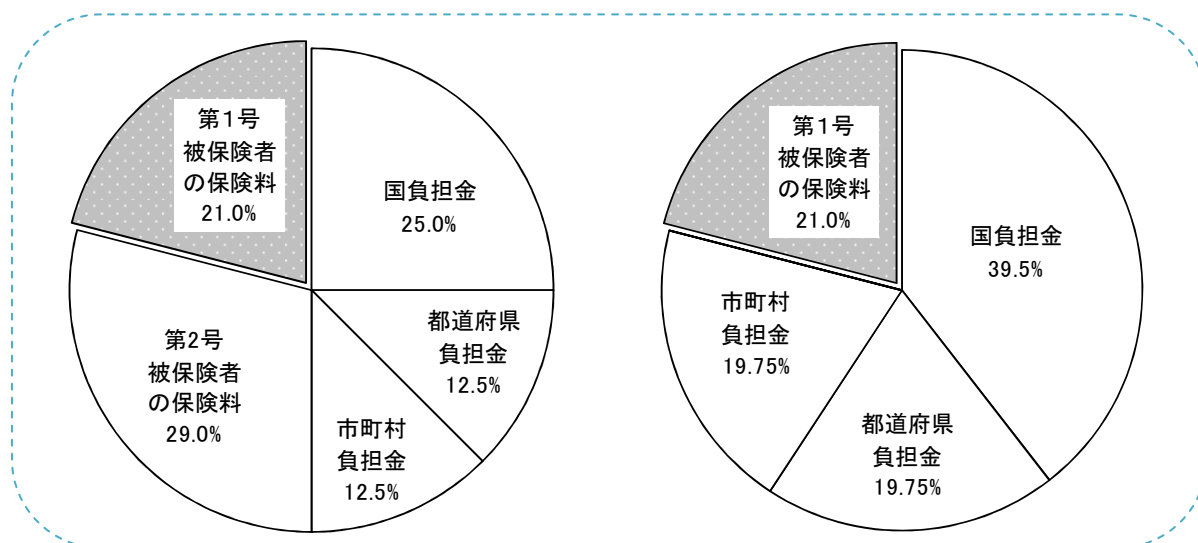
(1) 地域支援事業の対象者と費用額の考え方

地域支援事業の財源は、保険給付費の一定率を上限に介護保険料と公費で構成されます。以下は、介護保険料（第1号及び第2号で表記）と公費（都道府県、国、市町村）における財源構成割合と地域支援事業における上限額の割合です。

第1号被保険者（65歳以上の方）の負担する割合は、保険料の負担割合と同様に第4期の20%から21%に改定されました。

◆介護予防等事業

◆包括的支援事業＋任意事業



◆第5期事業計画期間中の地域支援事業費の上限額割合

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域支援事業交付金	A	3%以内	3%以内	3%以内
介護予防等事業	B	2%以内	2%以内	2%以内
包括的支援事業＋任意事業	C	2%以内	2%以内	2%以内

(2) 地域支援総事業費の推計

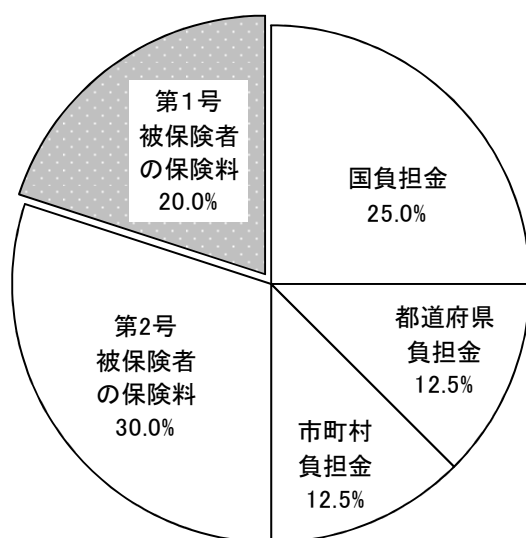
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域支援事業費	40,089千円	40,089千円	40,089千円
介護予防等事業	18,810千円	18,810千円	18,810千円
包括的支援事業	17,271千円	17,271千円	17,271千円
任意事業	4,008千円	4,008千円	4,008千円
保険給付費見込額に対する割合(%) ※審査支払手数料を除く	2.4%	2.3%	2.2%

第6節 保険料の算定と基本的な考え方

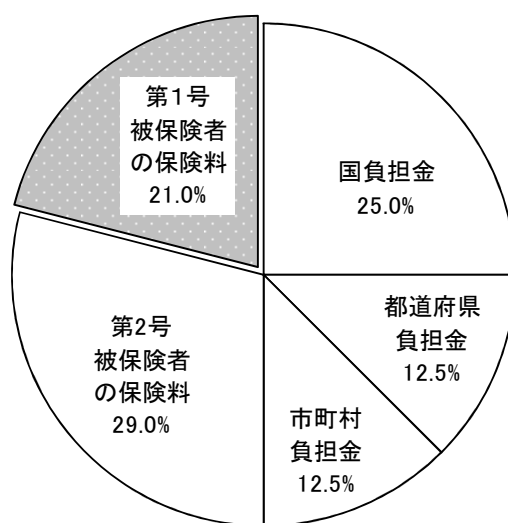
(1) 第1号被保険者負担割合の変更について

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。第5期計画では、第1号被保険者負担率が社会全体の年齢別人口の増減により標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額の21%を第1号被保険者(65歳以上の方)、29%を第2号被保険者(40~64歳の方)が負担することになりました。

【第4期における介護保険の財源】



【第5期における介護保険の財源】



※施設サービスを除く

(2) 報酬改定について

平成24年度の介護報酬改定は、平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う新たな介護サービス等への対応や、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分化・連携の強化などへの対応が必要になっています。また「社会保障・税一体改革成案」の確実な実施に向け、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年(平成37年)のあるべき医療・介護の姿」を念頭におく必要があります。

こうした状況や、介護職員の処遇改善の確保、賃金、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、全体でプラス改定が決定されました。また、地域区分を7区分に変更し、適用地域や上乘せ割合についても見直されました。上記を踏まえた全体での介護報酬改定率は+1.2%(参考)とされています。

(3) 基金の取崩について

第5期計画では以下の基金を活用し、保険料の上昇を抑制します。

① 準備基金取崩額について

準備基金とは、市町村の介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積み立て、財源不足時に取崩して充当するために設置されている基金です。

本町では、平成23年3月時点で基金残高が234,299千円となっており、そのうち高齢化の状況や平成23年度の給付費見込み、地域区分を含めた報酬改定の内容、近隣市町における保険料設定や施設整備計画なども勘案した結果、78,130千円を取崩して第5期介護保険料の収納必要額に繰り入れ、保険料上昇を約277円抑制しています。

② 財政安定化基金の取崩について

財政安定化基金とは、市町村の保険財政が、介護給付費の増加や収納率の低下などで赤字にならないために都道府県が設置する基金です。市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と兵庫県、市町村とが3分の1ずつ費用を負担しています。

第5期計画では、兵庫県が管理する財政安定化基金を取崩して交付し、保険料上昇を抑制することが決定されました。

本町では、約10,883千円が返還され、第5期介護保険料の収納必要額に繰り入れ、保険料の上昇を約39円抑制しています。

(4) 第5期計画における多段階設定の考え方

介護給付費の増加に伴い保険料負担も増大している中で、より安定的な介護保険制度の運営のためには、被保険者の負担能力に応じた保険料段階設定を行うこととされています。

本町においても国の指針等を受け検討した結果、次の通り保険料段階を設定しました。

① 第3段階の細分化

保険料負担段階第3段階の対象者は、町民税非課税世帯であって公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超えている方とされていますが、第5期計画では負担能力に応じた保険料賦課の観点から、保険者の判断で第3段階の所得区分を細分化し、町民税非課税世帯であって公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の方の保険料を軽減することが可能となりました。

本町の第5期計画においても新たに第3段階(特例)を設け、保険料率を0.75→0.65に設定します。

③ 第4段階(特例)の継続について

第4期計画では、保険料負担段階第4段階の者のうち、公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の方について、保険者の判断により保険料率を軽減することが可能になり、本町においても1.00→0.85に軽減して設定しています。

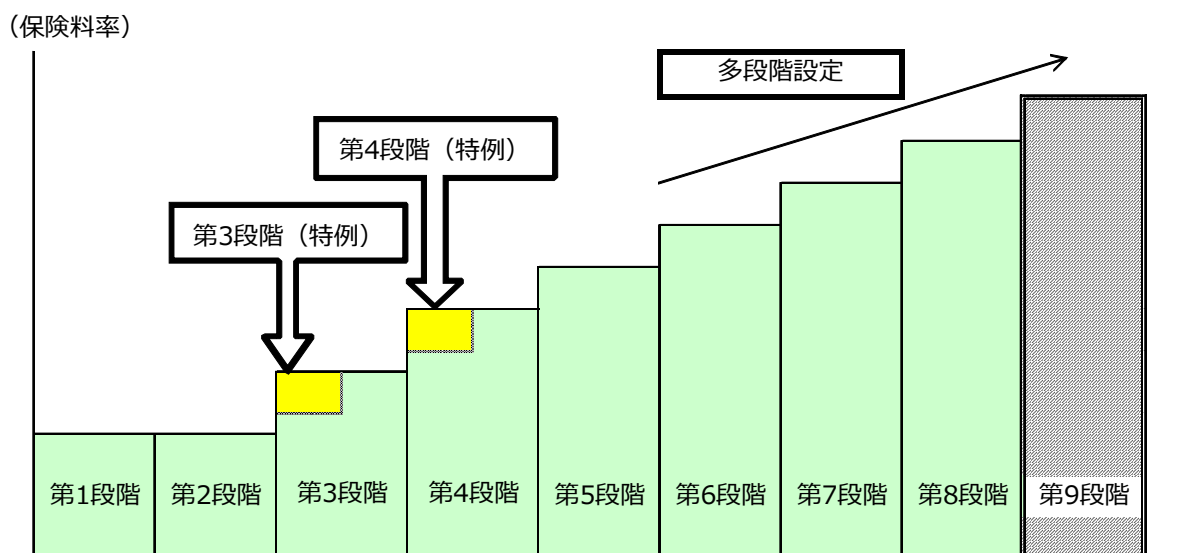
第5期計画においても負担能力に応じた保険料賦課の観点から、引き続き第4段階(特例)を継続します。

③ 第5段階以上の多段階設定

第3期より保険者の判断で、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすことを可能とされ、本町の第4期計画では、8段階(9区分)を設定しています。

第5期計画では、高齢化の進展や所得段階別加入者数の変化、第3段階を細分化することによる影響などを考慮した結果、新たに第9段階を設け、本人の合計所得金額600万円以上の方の保険料率を1.75→2.00として設定します。

【第5期計画における段階設定のイメージ】



【第5期計画における所得段階】

第5期計画 所得段階	課税 区分	対象者
第1段階	町民税 本人非課税	本人及び世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者
第2段階		本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者
第3段階 (特例)		本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下の者
第3段階		本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者
第4段階 (特例)		本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者
第4段階		本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者
第5段階	町民税 本人課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満の者
第6段階		本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の者
第7段階		本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者
第8段階		本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者
第9段階		本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上の者

【所得段階別加入者数（第1号被保険者）の見込み】

所得段階	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度～ 26年度合計
第1段階	74人	76人	81人	231人
第2段階	1,168人	1,228人	1,288人	3,684人
第3段階（特例）	415人	437人	458人	1,310人
第3段階	444人	467人	490人	1,401人
第4段階（特例）	1,392人	1,463人	1,534人	4,389人
第4段階	912人	958人	1,005人	2,875人
第5段階	898人	944人	990人	2,832人
第6段階	1,321人	1,388人	1,456人	4,165人
第7段階	786人	826人	866人	2,478人
第8段階	117人	123人	129人	369人
第9段階	93人	97人	102人	292人
合計	7,620人	8,007人	8,399人	24,026人
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	7,573人	7,957人	8,346人	23,875人

※端数処理のため合計が合わない場合があります。

(5) 第5期計画における保険料算定

① 保険料収納必要額

保険料算定に係わる各指数及び見込額、保険料収納必要額は以下の通りです。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
①標準給付費見込額	1,645,903 千円	1,751,261 千円	1,830,953 千円	5,228,117 千円
②地域支援事業費	40,089 千円	40,089 千円	40,089 千円	120,267 千円
③標準給付費見込額と地域支援事業の合計	1,685,992 千円	1,791,350 千円	1,871,042 千円	5,348,384 千円
④調整交付金相当額 (①×5%)	82,295 千円	87,563 千円	91,548 千円	261,406 千円
⑤調整交付金見込額	16,953 千円	18,038 千円	18,859 千円	53,850 千円
調整交付金見込交付割合	1.03%	1.03%	1.03%	1.03%
⑥財政安定化基金拠出金見込額	0			
⑦財政安定化基金償還金	0	0	0	0
⑧準備基金取崩額	78,130 千円			
⑨財政安定化基金取崩による交付額	10,883 千円			
⑩市町村特別給付費等	0	0	0	0
平成 24 年度～平成 26 年度における保険料収納必要額	1,241,704 千円			

※端数処理のため合計が合わない場合があります。

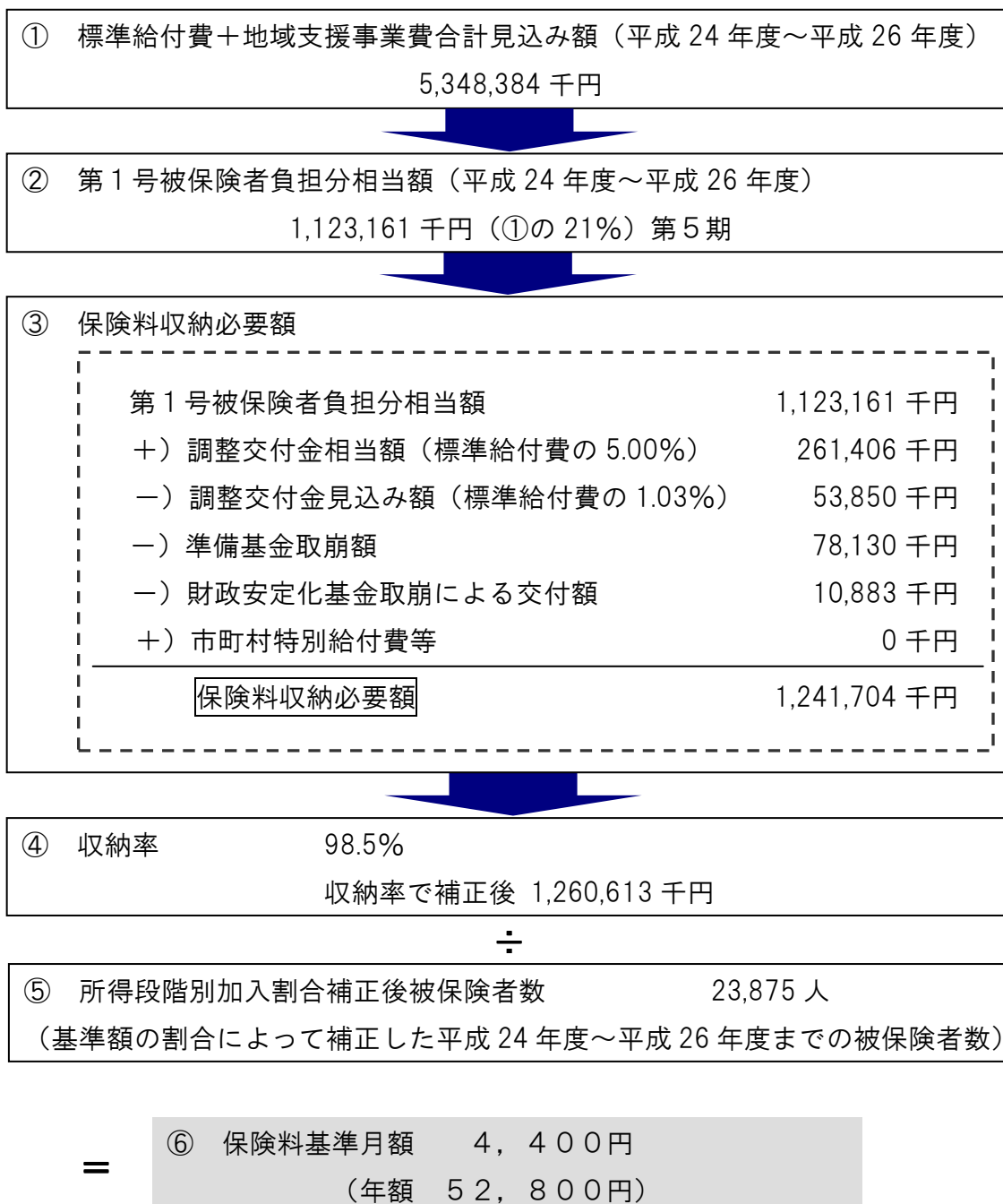
※調整交付金

国が、市町村間の介護保険財政格差を是正するために、以下を考慮して交付するもので、調整交付金の交付割合の変動にともない、第 1 号被保険者の保険料の負担割合も変動します。

②第1号被保険者保険料基準額の算定

第1号被保険者の負担割合（21%）、予定保険料収納率（98.5%）、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、介護給付費準備基金取崩額、財政安定化基金取崩による交付額などの影響を算定した結果、第5期計画における第1号被保険者の保険料基準月額は4,400円となります。

【保険料算出のイメージ】



※端数処理のため計算が一致しない場合があります。

(6) 第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別保険料年額

国の方針や各所得段階人数等を鑑み、第5期計画では第3段階(特例)及び第9段階(600万円以上)を新たに新設し、第4期から継続する第4段階(特例)とあわせて9段階(11区分)とします。その結果、所得段階別の第1号被保険者の年間の介護保険料は以下の通りとなります。

【所得段階別保険料年額(第4期・第5期)】

第4期計画(平成21年度～平成23年度)			第5期計画(平成24年度～平成26年度)		
介護保険料所得段階	比率	保険料(年額)	介護保険料所得段階	比率	保険料(年額)
【第1段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者	基準額×0.50	23,400円	【第1段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者	基準額×0.50	26,400円
【第2段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額×0.50	23,400円	【第2段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額×0.50	26,400円
【第3段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、第2段階に該当しない者	基準額×0.75	35,100円	【第3段階(特例)】 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の者	基準額×0.65	34,320円
			【第3段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者	基準額×0.75	39,600円
【第4段階(特例)】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額×0.85	39,780円	【第4段階(特例)】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額×0.85	44,880円
【第4段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者	基準額	46,800円	【第4段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者	基準額	52,800円
【第5段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.15	53,820円	【第5段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.15	60,720円
【第6段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.25	58,500円	【第6段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.25	66,000円
【第7段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.50	70,200円	【第7段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.50	79,200円
【第8段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上の者	基準額×1.75	81,900円	【第8段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.75	92,400円
			【第9段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上の者	基準額×2.00	105,600円